



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2013年6月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

中小法人の交際費課税の改正

今までは600万円の90%のみ損金（税法上の経費）計上ことができましたが、これが800万円まで全額が損金計上できるようになります。

例えば、今まで年間800万円の交際費を使った場合、 $600万円 \times 90\% = 540万円$ が損金で、残りの260万円は損金不算入でした。しかし、今後は800万円まで全額が損金として認められます。

但し、適用されるのは平成25年4月1日～平成26年3月31日までの間に開始する事業年度とされていますので、1年間の期間限定です。よって、3月決算の企業であれば来年の決算で適用されます。

交際費800万円が損金算入！といっても、使った分お金が減ります。事業に有効な交際費を使うという意識は持つようにしましょう。

（鈴木 秀幸 記）



7月10日は源泉所得税の納付期限です。

給与等の支給人員が常時10人未満である事業所は、届出をすることで、半年分をまとめて納めることができる特例があります。（通常、これに該当しない事業所は、毎月翌月10日までに納付しなければなりません。）

7月10日(水)は、この特例の承認を受けている事業所の1回目の納期限です。

1月～6月支払分給与や賞与、報酬にかかる源泉所得税の納付が必要です。

